

令和2年度

おおいた材住宅等 改修支援事業のご案内

住宅・オフィス等の改修に県産材を使用する工務店等に対して、一定額を補助します!

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、木材の需要が大きく落ち込んでいます。他方で、外出を控え自宅での時間が増加したり、自宅でのテレワークの増加といった新しい生活様式への移行に向けた改修への関心が高まっています。そこで、リノベーションなどに県産材を活用する取り組みを支援し、県産木材需要の拡大を図ります。

対象物件

大分県内の工務店等が改修工事を行う住宅・オフィス等のうち、以下の要件を満たす物件

- ①県内に所在する住宅・オフィス等
- ②令和2年9月29日以降に工事契約し、令和3年2月28日までに工事が完了する物件
- ③補助額が10万円以上の物件

補助額

対象工事費(基礎、仮設、木工事、内装工事)※の1/2
または、以下(定額)のいずれかの低い額

(1)増改築(構造材を使用):39,000円/m²(上限:39万円/件)

(2)内装のみを改修

- ①壁、天井:12,000円/m²
 - ②床 : 7,000円/m²
- (上限:37万円/件)

※日田市の「令和2年度木づかい促進事業」を併用する場合は、一部減額となります。

申請期間

令和2年10月20日(火)～令和3年2月19日(金)

※予算上限(4,062万6,000円)に達し次第、締め切ります。

申請者

大分県内に本社または支店等を有する工務店等

申請方法

大分県木材協同組合連合会まで

HPは
コチラ

<http://www.oitakenmoku.jp/>

大分県木材協同組合連合会

検索

問合せ・申請窓口

大分県木材協同組合連合会

〒870-0004 大分市王子港町1-17

電話:097-532-7151(平日9:00～16:00) FAX:097-537-8441